

特定非営利活動法人 都筑里山倶楽部

定 款

# 特定非営利活動法人 都筑里山倶楽部 定款

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 都筑里山倶楽部という。

### (事務所所在地)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 この法人は、不特定多数の市民に対して、主として都筑中央公園自然体験施設等の管理運営、雑木林や竹林など里山と自然環境の保全及び復元活動を行うとともに、里山のくらし方を提案する事業、自然を中心としたまちづくりに関する事業等を行い、里山とその景観を永く後世に引き継ぎ、自然との共生、持続ある循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第 5 条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ①都筑中央公園自然体験施設等の管理運営の事業
    - ②自然環境教育及び広報事業
    - ③自然を中心としたまちづくりに関する事業
    - ④里山加工物販売事業
    - ⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
  - (2) その他の事業
    - ①自動販売機設置事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第 3 章 会 員

### (種別)

第 6 条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会において表決権を有するもの。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に参加するために入会した個人で、表決権を有しないもの。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体で、表決権を有しないもの。

### (入会)

第 7 条 会員の種別に関わらず、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の運営又は事業に積極的に参加・援助する意志を有すること。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条及び前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、入会金を免除する。

### (会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**(抛出金品の不返還)**

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員等及び職務

**(種別及び定数)**

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち理事長1名、副理事長1名、専務理事1名とする。

**(選任等)**

第14条 理事は理事会で選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条の各号に該当する者は、役員になることができない。

**(職務)**

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に従い、この法人の事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 業務の執行又は財産の状況について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会において意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

**(任期)**

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 報酬を受ける役員の数、その総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (事務局組織と運営)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局長その他の必要な職員を置くことができる。事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとし、その内容について総会に報告するものとする

- 2 事務局長は理事会において選任する。
- 3 職員任免は理事長が行う。

#### (顧問)

第21条 事務局に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会において選任する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第23条 総会は、この法人の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

### (機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 監事の選任又は解任及び理事の解任に関する事項
- (7) 会員の除名に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

### (開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が、第15条第5項第4号の規定により招集するとき。

### (招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、開催場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知さ

れた事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任に関する事項
- (4) 役員職務及び報酬に関する事項
- (5) 入会金及び会費に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、

その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、開催場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール又はファクシミリをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産



- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### (資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### (会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### (経費の支払)

第46条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支払う。

#### (事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費及び引当金)

第49条 予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 将来の特定の支出に備えるため、引当金を設けることができる。
- 3 予備費及び引当金を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

ない。

#### (事業報告及び収支決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (長期借入金等)

第52条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定するもののうちから総会において選定したものに帰属する。

#### (合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の発行する刊行物に掲載及びこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑 則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	長沼 義雄
副理事長	村田 幸夫
専務理事	北村 博
理 事	小山 正
理 事	小堀 洋美
理 事	曾木 宏隆
理 事	戸塚 洋一
監 事	矢花 昭志
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から2008年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度は、設立当初の正会員については会費、準会員については入会金及び会費を徴収しない。

(1) 正会員個人 入会金10,000円、年会費1,200円

(2) 準会員個人 入会金 1,000円、年会費1,200円  
但し、15歳未満はそれぞれ半額とする

(3) 賛助会員 個人 年会費 1口 1,000円 (1口以上)  
団体 年会費 1口 5,000円 (2口以上)

### 附則

この定款は、平成29年5月30日から施行する。

以上